

市第 171 号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

横浜市立飯田北小学校	を
横浜市立飯田北いちょう小学校	に、
横浜市立伊勢山小学校 横浜市立いちょう小学校	を
横浜市立伊勢山小学校	に改める。

別表の 3 の表中

横浜市立みなと総合高等学校	横浜市中区
横浜市立横浜総合高等学校	
横浜市立横浜商業高等学校	横浜市南区
	横浜市磯子区

を

横浜市立みなと総合高等学校	横浜市中区
横浜市立横浜商業高等学校	横浜市南区
	横浜市磯子区
横浜市立横浜総合高等学校	横浜市南区

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表の3の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立飯田北小学校及び横浜市立いちょう小学校を新たに設置する横浜市立飯田北いちょう小学校に統合し、並びに横浜市立横浜総合高等学校を移転するため、横浜市立学校条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改 正 案）
（下段 現 行）

別表（第 3 条）

1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市立飯田北いちょう小学校 横浜市立飯田北小学校	横浜市泉区
(省 略)	
横浜市立伊勢山小学校	
横浜市立いちょう小学校	
(省 略)	
(省 略)	

3 高等学校

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市立みなと総合高等学校	横浜市中区
横浜市立横浜総合高等学校	
横浜市立横浜商業高等学校	横浜市南区
	横浜市磯子区
横浜市立横浜総合高等学校	横浜市南区

市第 171 号

(省 略)